

市道民税の住宅借入金等特別税額控除

平成11年～平成18年に入居した方／所得税の住宅ローン控除を受けていて所得税から控除しきれなかった額がある方については、昨年までは「市道民税の住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出が必要でしたが、本年以降は申告をしなくても税額控除が適用されることとなりました（上限9万7,500円）。

ただし、課税退職所得・課税山林所得等がある場合などは申告をすることで控除額が多くなる場合があります。

平成21年以降に入居した方／所得税の住宅ローン控除を受けていて所得税から控除しきれなかった額がある方については、その額を市道民税から控除する制度が新たに創設されました（上限9万7,500円）。この制度による控除を受ける場合も申告は不要です。

ただし、控除を受ける初年度は所得税の確定申告が必要です。

注意点／給与所得者で年末調整済みの方が特別税額控除を受けるには、勤務先から受け取る「給与所得の源泉徴収票」の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」および「居住開始年月日」が記載されていなければなりません。記載が無い場合は勤務先の担当者に確認してください。所得税の確定申告をする方は、必ず申告書に「住宅借入金等特別控除額」「居住開始年月日」を記載して提出してください。

問合せ先／税務課市民税係（内線261）

要介護認定者の所得税控除

介護保険の要介護認定を受けている方は、その状態により所得税の障害者控除・特別障害者控除を受けられます。

確定申告に必要な「障害者控除対象者認定書」の発行を希望される方は、申請者の印鑑をご用意の上、申請してください。認定書は後日郵送します。

申請・問合せ先／社会福祉課障がい福祉係（内線410）

国民年金加入の届け出をお忘れなく

厚生年金加入者で冬期間に失業される方は、厚生年金の資格が喪失するため国民年金加入の届け出が必要です。

また、扶養に入っていた配偶者の方も、第3号被保険者から、自分で年金を納める第1号被保険者になりますので、併せて忘れずに手続きしてください。

手続・問合せ先／保険年金課国民年金係（内線229）

償却資産の申告をお忘れなく

市内で事業を行っている方は、個人・法人・団体を問わず償却資産の申告が必要ですので、必ず2月1日までに申告してください。

償却資産／土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、所得税や法人税の申告の際に「減価償却費」や「減価償却額」として算入されているものを指します。

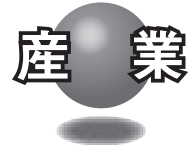
申告・問合せ先／税務課固定資産税係（内線225・353）

建物の現況をご確認ください

固定資産税は毎年1月1日現在の状況により課税が決定されるもので、倉庫や車庫なども対象になります。平成21年中に建物を新築・増築・解体などをした場合は、必ず係まで届け出をしてください。建築課への届け出が必要な場合があ

りますので、詳しくはお問い合わせください。

届出・問合せ先／税務課固定資産税係（内線225・353）

**専門機関の製品評価を受けませんか**

製造した加工食品の改良・改善に役立つ、専門機関による製品評価を受けませんか？製品評価の結果は市の特産品づくりの資料などにも利用されます。**対象製品**／網走市に主たる事務所を置く中小企業者等が製造する加工食品で、販路拡大を目指しているもの

製品評価の内容／専門機関を利用した、購入する立場からの製品評価および表示のチェック

申請要件／①申請者が製造し公に販売されている製品であること ②容器入りまたは包装された製品で、食品衛生法で定められた表示がされていること ③JANコードを取得した製品であること ④当該製品に関する食品関係製造許可を有していること ④当該製品に関する製造物責任保険に加入していること

募集件数／15品目（募集枠を超える申請があった場合は選考します。）

費用負担／製品評価用のサンプル代と送料の実費（製品評価に係る費用は網走市が負担します。）

申請方法／係に備える所定の申請書に必要書類を添えて申請してください。

申請期限／1月8日

申請・問合せ先／商工労働課商工労政係（内線292）

1月は国民健康保険料・後期高齢者医療保険料第7期の納期です

納入通知書／納税通知書は各納期分をまとめて送付していますので、汚したり、紛失したりしないよう注意し、納期内に納入しましょう。紛失した場合は、税務課窓口で再交付を受けてから納入してください。

納入窓口／市役所出納窓口のほか、次の場所でも取り扱いをしていますのでご利用ください。

- ①市内各銀行 ②信用金庫 ③信用組合
- ④労働金庫 ⑤郵便局（簡易郵便局含む）
- ⑥農協・漁協

口座振替をご利用ください

市税および国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付は、便利で確実な口座振替をご利用ください。

一度手続きすると、あなたの口座から自動的に納めることができ大変便利です。ご利用される方は、金融機関または市役所税務課窓口にて、通帳と銀行印をご持参の上、お早めに手続きをしてください。

その他、納入方法の相談など、お気軽にお問い合わせください。 問合せ先／税務課納税係（内線224・332）

福祉

赤い羽根共同募金配分希望団体受付

北海道共同募金会網走市支会では、皆さんから寄せていただいた善意の募金を、網走市内で福祉活動を振興するための活動をしている福祉・ボランティア団体等に対し活動事業費（平成22年度実施事業分）として配分しますので、希望する団体は、事務局に備える用紙で1月18日までにお申し込みください。

申込・問合せ先／網走市総合福祉センター内 北海道共同募金会網走市支会事務局 ☎43-2472

子育て・教育

平成22年度保育園入園児の募集

平成22年度から新たに入園を希望する園児を募集します。なお、現在入園している園児については、園を通じて継続の意向を確認します。

受付期間／1月15日～29日

対象児童入園基準／児童の保護者のいずれもが、次の各号のいずれかに該当すること。

- ①昼間、居宅外で労働している。
- ②昼間、居宅内で日常の家事以外の労働をしている。
- ③妊娠中または出産後である。
- ④病気・負傷・心身に障がいがある。
- ⑤同居の親族を常時介護している。
- ⑥災害に遭い、その復旧にあたっている。

保育料／入園する児童の世帯全員の課税状況により決定します。ただし住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除の各種所得控除は対象となりま

せん。

その他／各年齢とも、希望者多数の場合は選考基準による選考を行い入園者を決定します。申込書・添付書類などの詳細は、お問い合わせください。

申込・問合せ先／児童家庭課児童福祉係（内線260）

ナチュラルベビークッキング

離乳食は「食べる」ことの基礎をつくる大切な食事です。料理の苦手な方でも簡単に作れる、素材の味を生かしたメニューを紹介します。

日時／2月9日 12時30分～15時

場所／保健センター

対象／平成21年5月～9月生まれの赤ちゃんのいる方

定員／25人

内容／調理実習や試食があります。「初期コース」か「中・後期コース」のどちらかを選択して下さい。

持ち物／エプロン・三角巾・タッパー4個・手拭きタオル等

材料費／200円

申込期間／1月6日～2月2日（定員になり次第締め切ります。）

※託児をご希望の方は、申し込み時に「託児希望」とお伝えください。託児は参加者のお子さんのみです

申込・問合せ先／保健センター ☎43-8450

小学生ラグビー交流会

児童の体力向上と学校間の交流を図ろうとラグビー交流会を開催します。参加を希望する児童は各学校へ1月20日までにお申し込みください。

詳細は、12月に学校から配付したチラシを参照願います。

日時／1月31日 9時30分

場所／潮見小学校体育館

対象／小学1年生～6年生

問合せ先／管理課学務係（内線286）

園児募集状況

保育所名	定員	所在地	募集園児
市立すずらん保育園	60人	新町1丁目9番13号	1歳児～5歳児まで若干名
市立たんぽぽ保育園	90人	北7条西5丁目1番地1	
市立つくし保育園	90人	つくしヶ丘5丁目9番14号	生後57日目～5歳児まで若干名
市立ひまわり保育園	60人	駒場北4丁目2番18号	
法人立潮見保育園	60人	潮見8丁目4番11号	

※ひまわり保育園の2歳児・4歳児は、定員を満たしているため募集しません。

保険・年金・税

平成21年分給与所得の源泉徴収票等の提出

平成21年分給与所得の源泉徴収票等法定調書の提出期限は2月1日です。必ず期限内に提出してください。

調書提出先

- 合計表・源泉徴収票・支払調書＝網走税務署
- 退職所得の特別徴収票・給与支払報告書（総括表と個人別明細書）＝網走市役所

※法定調書は、紙による提出のほかインターネットを利用したe-Tax（国税電子申告・納税システム）でも提出することができます。e-Taxの詳細は国税庁ホームページをご覧ください。網走税務署（管理運営部門）へお問い合わせください。

問合せ先／網走税務署 ☎43-2181

網走市税務課市民税係（内線261）

1月1日から日本年金機構がスタート!

平成22年1月1日をもって、社会保険庁に代わり新たに「日本年金機構」が設立されました。現在の社会保険事務所は、所在地はそのままに新たに「年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続きご利用になれます。これまで社会保険庁や社会保険事務所の名前で送付していた年金関係の各種書類は、今後は内容によって厚生労働省または日本年金機構の名前で案内いたします。

問合せ先／北見年金事務所 ☎0157-25-9635

年金事務相談が予約制になります

混雑の緩和と相談時間確保のため、社会保険・年金事務相談を2月から予約制になります。予約なしでは相談を受けられませんのでご注意ください。

予約は、相談窓口開設日の1カ月前から次の電話にて受け付けます。

予約受付 ☎0157-33-6007

なお、1月・2月の相談日は裏表紙に記載の相談一覧にてご確認ください。

問合せ先／北見年金事務所 ☎0157-25-9635